

令和4年度第1回京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会 摘録

○開催日時 令和4年11月4日（金）午後2時～午後3時5分

○開催場所 京都市交通局 本庁舎3階 大会議室1

○次第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 定足数確認
- 4 委員長等決定
- 5 事業概要の説明
- 6 審議事項
 - (1) 管理の受委託の受託者募集要項について
 - (2) 管理の受委託の受託者選定基準及び選定方法について
- 7 その他

○配布資料

資料1 京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会 委員名簿

資料2 京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会 配席図

資料3 京都市自動車運送事業管理の受委託に係る関係法令集

資料4 管理の受委託の概要及び委託の経過について

審議事項(1) 京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者募集要項（案）

審議事項(2) 京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定基準及び選定方法（案）

○公開・非公開の別 一部非公開

京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含むため

○出席者

京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会委員5名

（井戸勇貴委員、松若恵理子委員、瀬川誠委員、古庄ゆかり委員、西山真司委員）

【議事内容】

1 開 会

<事務局>

本委員会は、京都市附属機関の設置等に関する条例に基づく附属機関で、自動車運送事業における管理の受委託の受託者の選任に関する事項について、京都市公営企業管理者交通局長からの諮問に応じて、調査、審議いただくこととしている。

本日の第1回委員会では、管理の受委託の受託者の「募集要項」と「選定基準」について御審議いただく。

なお、本委員会については、原則公開としているが、本日の審議内容のうち、「選定基準」に係る審議については、具体的な審査内容・配点など、候補者の選定に大きく関わる事項であり、京都市情報公開条例第7条に定める非公開情報であることから、非公開とさせていただきます。

2 委員紹介

資料1及び資料2に基づき、委員を紹介

3 定足数確認

京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会規程（以下「委員会規程」という。）第4条第3項に基づき、本日の会議が有効に成立することを確認した。

4 委員長等決定

委員会規程第3条第2項に基づき、委員の互選により井戸委員を委員長に選任した。続いて、委員会規程第3条第4項に基づき、委員長に事故があった際における職務代理者に、井戸委員長が古庄委員を指名した。

5 事業概要の説明

- ・ 事務局から資料4の説明
- ・ 質疑応答 なし

6 審議事項

(1) 管理の受委託の受託者募集要項について

- ・ 事務局から配布資料審議事項(1)京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者募集要項（案）の説明

- ・ 審議

<委員長>

応募書類の提出が年明け早々1月5日からというのは厳しくないか。

<事務局>

事務局の方で相談した結果、締切までに1週間設けることで、事業者の方には御対応いただけると考えている。

<委員>

第2章1(4)の条件の法令根拠は。

<事務局>

国土交通省による通達で決められている条件のとおりであるが、どの事業者についても運輸安全マネジメントに取り組むとした規程を持っており、その中で管理の受委託によって交通局から受託をした部分についても、同様に運輸安全マネジメントに取り組むべきであり、そのことを通達で定められているというものである。

<委員>

第2章4(1)受付期間の開始時間は何時からか。終了時間の記載があるので、記載を合わせるべきである。

<委員長>

メールでの受付なので、終了時間を記載しない方法はいかがか。

<事務局>

時間を記載しない方向で修正させていただく。

<委員長>

異議がないようなので、当委員会としては、「募集要項」について、修正のうえ適当と認めることとする。

(2) 管理の受委託の受託者選定基準及び選定方法について

- ・ 京都市情報公開条例第7条に定める非公開情報を含むため、審議は非公開とした。
- ・ 事務局から配布資料「**審議事項(2)**」京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定基準及び選定方法（案）の説明
- ・ 審議の結果、管理の受委託の受託者選定基準及び選定方法を決定した。

7 閉会

今後の開催日時を確認し、閉会した。

以上